

令和 7 年度 南房総市基幹型地域包括支援センター事業報告書

基幹型地域 包括支援セ ンター	名 称	南房総市基幹型地域包括支援センター		
	所在地	南房総市谷向 100 番地		
実 施 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
職員の配置	氏 名	職種等	資格等	勤務時間
		保健師		8:30～17:15
		社会福祉士		
		社会福祉士		
		主任介護支援専門員等		
基本方針 重点目標	基本方針 地域包括ケアの実現のため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 重点目標 1 地域包括支援センターの機能強化、地域包括ケアの推進 2 介護予防・日常生活支援総合事業モデル事業の実施 3 認知症総合支援事業の推進			
	業務運営 について 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に関わり、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置する。 ① 後方支援・直接介入 支援困難ケースや虐待ケースへの委託型地域包括支援センターとの役割分担及び必要な介入による後方支援を行った。 ② 地域包括支援ネットワークの構築 ③ 包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための支援 ④ 認知症総合支援事業の推進 ⑤ 地域課題の把握と政策形成 地域ケア個別会議等で把握された地域課題について、委託型地域包括支援センターと連携、地域ケア推進会議を開催し、高齢者支援の施策形成について検討する。 ⑥ 介護予防・在宅生活支援の推進 ⑦ 権利擁護・虐待防止業務 ア 老人福祉法の措置 イ 高齢者虐待の立ち入り調査 ウ 緊急一時保護 エ 成年後見制度市長申し立て			

オ 事業所等への勉強会の開催
⑧ 在宅介護医療連携事業

事業項目	事業報告	現状と課題
地域包括支援センターの機能強化、地域包括ケアの推進	全市的な視点に立ち、総合相談や権利擁護、認知症高齢者施策、介護予防等の具体的な支援の検討を行い、地域包括支援センター間の調整、後方支援を行った。 基幹型地域包括支援センター、委託型地域包括支援センターで定期的な会議の機会を設け、課題の共有、困難ケースへの対応等、連携の強化に努めた。併せて、在宅介護支援センターとの連携についても協議していった。	(実施内容) 基幹型地域包括支援センター、委託型地域包括支援センターで定期的に連絡会を開催し、情報の共有や困難ケースへの対応等連携の強化に努めた。 (課題) どこまでを委託し、どこを包括が担うかの明確な線引きや役割の整理が継続的な課題である。
介護予防・日常生活支援総合事業モデル事業の実施	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの展開を目指した。 事業の狙いとしては軽度者の再自立（リエイブルメント）を促し、できる限り自分らしい暮らしを支える。早い段階で重度化を防止することにより、介護サービス事業者の負担軽減を図るとともに給付費の削減を目指した。	(実施内容) 医療経済研究機構の支援を得て、リハビリテーション訪問指導・短期集中予防サービス・介護予防ケアマネジメント B からなるリエイブルメントプログラムをモデル実施した。 実績 32件 (課題) 令和8年度はモデルから実施になるので早い段階での対象者の抽出が課題である。
認知症施策の推進	認知症に対する正しい理解の普及・啓発を推進するために、企業や学校及び高齢者サロン等に対し認知症サポーター事業を継続実施した。 チームオレンジ設置を見据え、認知症サポーターステップアップ講座を開催した。また、認知症の人自身が発言・参加できる場づくりを推進した。	(実施内容) 認知症サポーター養成講座及びステップアップ研修を実施し、認知症に関する普及啓発に努めた。また、認知症の人や家族が集い、交流する場として、認知症の人と家族のための交流事業を実施した。講座・研修8回、養成人数171人 通いの場の拡充のため、お達者サロンの補助金制度の見直しと併せ、認知症カフェ補助金の見直しを行った。
介護予防の推進	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業と連携し、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプ	(実施内容) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的事業の実施に伴い、保健衛生

	ローチ共に保健衛生担当課と連携して実施した。 いきいき百歳体操は、引き続き手軽にできるフレイル予防として普及啓発に努めた。	担当課である健康推進課を中心に、介護予防普及啓発事業として、お達者サロン、老人クラブ等を中心に介護予防、健康づくりに関する講話や体操等を行った。
総合相談窓口体制の整備	今までの福祉サービスは、高齢者、障害者、児童その他の対象者ごとに対応してきたが、市民の抱える課題が複雑化・複合化する中で、基幹型地域包括支援センターが中心となって総合相談窓口の設置について検討を行った。	(実施内容) 相談窓口の整備として地域包括支援センターの体制整備を優先したが、重層的な支援、緊急性が高い必要なケースについては基幹型地域包括支援センターが関係機関と連携し対応した 相談延べ件数 8 2 8 件 (課題) 重層的な相談が多いため職員の専門知識の底上げと庁内連携体制の構築、適切にサービスや人々と繋がれる安心感をつくることが大事であり課題とも考える。
地域課題の把握と政策形成	地域ケア会議で挙げられた新たな地域課題として、高齢者の困りごとに関する広報・情報提供の充実及び高齢・障害等を問わず、あらゆる課題に対応できる総合相談支援窓口の協議・検討を行った。	(実施内容) 介護予防・日常生活支援総合事業モデル事業と連動し、自立支援型の地域ケア会議開催に関係機関へ研修を行いながら、事例検討を行うことができた。
虐待や処遇困難ケースなどへの支援	委託型地域包括支援センターと情報共有し、それぞれの役割を確認して支援した。 緊急性が高く保護・分離が必要な虐待ケースや入院や措置、他者への影響が大きいケースは、主に基幹型地域包括支援センターが対応していった。また、公権力の行使(やむを得ない措置、成年後見制度の市長申し立て等)も含めた迅速な対応を行った。	(実施内容) 高齢者虐待の通報・相談件数は 1 7 件で、うち 7 件を高齢者虐待として認定し、1 件は分離に至った。 その他の処遇は、養護老人ホームへの新規措置入所 3 件(うち虐待は 1 件)成年後見制度の市長申立て 5 件で、やむを得ない事由による措置(特養)は 1 件(うち、虐待は 0 件)であった。必要な法的手続きを行えた。 (課題) 今後発生しうる問題をいかに拾い上げていくかが課題である。

令和 7 年度 南房総市地域包括支援センター事業報告書

地域包括支援センター	名 称	南房総市地域包括支援センター三芳		
	所在地	南房総市谷向１００番地		
実 施 期 間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日			
職員の配置	氏 名	職 種 等	資 格 等	勤務時間
		管理者・主任介護支援専門員		8:30～17:15
		社会福祉士		
基本方針 重点目標	基本方針 三芳地域に根付いた相談・支援機関として在宅医療・介護連携をはじめとした地域包括ケアの推進を図ります。 重点目標 地域住民が安心して生活が送れるよう、三芳地域の医療、介護、福祉の関係機関と密な連携を図っていきます。地域の身近な相談窓口として地域住民や関係機関へ周知を行います。			
	地域包括支援センターの業務を行うにあたり、その基本的前提として「公正中立性」の確保が必要です。地域包括支援センター三芳を直営するにあたり、その点をしっかり自覚して、公正中立性を確保するために以下のことを行います。 ①「あんしんセンター三芳」と呼称し、相談を受けることを自覚し業務に努めます。 ②法令や職業倫理に則り、「包括的支援事業」を実施いたします。 ③対象者ご本人の意思に留意し、不正に特定の事業所などに偏ることなく、必要とする適切なサービスを選択出来るように支援します。 ④必要な情報について区域内のサービス提供事業所・居宅介護支援事業所に等しく提供いたします。 ⑤公正中立性の確保及び円滑な業務推進・地域の課題やニーズ等の共有のためにも、定期的に基幹型地域包括支援センターと会合を持ちます。 ⑥介護予防ケアプランなど地域包括支援センターの業務内容については適時南房総市高齢者支援課に報告して、その妥当性を検討します。 ⑦介護予防支援業務への苦情に関して、事実確認等を速やかに行い、適切に対応します。			

事業項目	事業報告	現状と課題
総合相談 支援業務	①総合相談に応じ、高齢者ご本人だけでなく、世帯全体で課題を抱えるケースに対して、より相談内容に適した支援を提供しました。 ②民児協、行政連絡会等でのセンターの活動報告や周知活動を展開しました。 ③基幹型地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等と連携し、高齢者の支援について対応しました。 ④障害福祉や中核支援センターなど介護保険制度以外の相談機関や制度を利用し、複合的な課題に対応しました。 令和7年度 相談件数 897件	(現状)介護保険新規申請からサービス利用までの支援など、一般的な相談内容から、8050問題やひきこもり、独居高齢者や認知症に起因する不穏書状への対応など、相談内容の複雑化が顕著になっています。
権利擁護業務	①高齢者虐待、金銭搾取など高齢者の権利が侵害されている事案に対して、速やかな情報収集や現場での対応を実施しました。 ②高齢者虐待研修を受講し、早期発見、早期対応のための対応策や、分離した措置者への対応等を再確認しました。 令和7年度 権利擁護・虐待関係相談件数 121件	(現状)養護関係にない世帯員が不適切な金銭管理や身上監護を行うなど、虐待類型で判断することが困難な事例が、増加傾向と感じます。 (課題)発見時の対応フローを市や包括が共通理解していく必要があると感じています。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	①当市の職能団体である南房総市介護支援専門員連絡会と、年4回の定例会と管内の介護支援専門員を対象とした研修会を2回実施しました。 ②困難事例を抱える介護支援専門員へ、適切な支援への相談や助言を行いました。	(成果)資格更新のための法定外研修会は、毎年定期的で開催しており、参加者のケアマネからも好評をいただいています。市内の介護支援専門員のネットワーク構築に資する研修会を企画できていると感じています。
地域ケア会議	医療機関、ケアマネ、行政で連携し、処遇困難な事例について個別地域ケア会議を実施しました。また生活支援コーディネーターと定期的に会合を持ち、地域資源等の把握に努めました。	(課題)地域ケア会議の開催数やリエイブルメント事業利用者の伸び悩みが課題と感じている。対象者の選定を積極的に行う必要があると感じています。

介護予防ケア マネジメント 業務	介護予防計画に基づくサービス提供が適切に管理されるよう、介護予防サービス提供事業所等の関係機関と連絡調整を行いました。 令和7年度介護予防ケアプラン作成件数 736件（年間給付管理数）	(現状)令和8年3月より、丸山、和田地区が担当地区に加わり、約200名の利用者となっています。 (課題)直営包括での担当件数が少ないため、委託中心の運営となっており、収支面の改善やケアマネジメント力の向上が必要と感じています。
地域の関係 ネットワーク 連携・構築	①三芳地区内で行政区長、民生委員と連携し、センターの周知及び認知症に関する啓発事業を実施しました。 ②担当圏域の居宅介護支援事業所と情報共有し、適切なサービスへ繋げました。	(成果)民児協や日頃からの相談依頼等で、民生委員の方とは連携が取れていると感じています。
その他	①認知症に関するネットワーク会議を市内包括支援センターと定期的を開催し、家族介護者への支援として「認知症家族の会」を実施しました。 ②「認知症ケアパス」を民児協やケース対応等で活用し、適切な支援へ繋げるよう活動しました。	(課題)認知症サポーター養成講座の積極的な実施や、認知症ケアパスのさらなる活用が必要であると感じています。

令和 7 年度 南房総市地域包括支援センター事業報告書

地域包括支援センター	名 称	南房総市地域包括支援センターアイリスの里		
	所在地	南房総市富浦町深名 1170-1		
実 施 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
職員の配置	氏 名	職 種 等	資 格 等	勤務時間
		管理者 保健師等		8：30～17：30
		主任介護支援専門員等		
		社会福祉士		
基本方針 重点目標	基本方針 包括的支援事業を実施することにより、地域住民の心身の状況、環境等に応じて各介護給付サービス、福祉サービス、権利擁護の為に必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように支援します。又、公正かつ中立な運営を確保します。 重点目標 地域住民が抱える課題や問題点、ニーズを表在化するため地域の方との交流を深め、尊厳ある生活の確保を目指し、適切なサービスを継続的に提供できるよう活動します。			
	業務運営について ①公正・中立な業務運営の確保 地域包括支援センターの業務を行うにあたり、介護保険制度をはじめとする介護・福祉の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。その運営費用は公費によってまかなわれている事を認識し、特定の事業所の利用に偏らないよう、適切な事業運営に努めます。 ②地域性の把握 地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であるため、地域住民の意見を幅広く汲み上げ日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいきます。 ③ワンストップ相談機能の充実 相談の「たらい回し」を防ぎ、地域の方の様々な相談を適切な機関、サービスに繋げ継続的にフォローする為、常に専門性を活かした支援を考えケース検討を重ねていきます。また、区域内のサービス提供事業所・在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所に情報共有をし、連携を図ります。 ④ 行政との連携、協力 行政と定期的な会議を行います。また情報の共有をし関係機関との連携を図ります。			

事業項目	事業報告	現状と課題
総合相談支援業務	① 問題事例の早期発見・地域のネットワーク化 行政はもとより、社会福祉協議会、民生委員や老人会、医療機関等とも連携を図りました。 ② 地域の専門職との連携の強化 介護支援専門員連絡会や在宅介護支援センター等を通じ、地域の介護支援専門員との連携を密にして、円滑な対応に努めました。 ③ 広報活動 地域の身近な高齢者の相談機関として民生委員児童委員協議会等に出席して、地域の課題の解決法等広報活動に努めました。 ④ 365 日 24 時間の相談体制の構築 併設施設の日直者・宿直者を通して、必要時、あんしんセンター富浦・富山（地域包括支援センター）の職員に連絡する体制を継続致しました。 令和 7 年度 相談延べ件数 1971 件	現状 ①毎月の民生委員児童委員協議会に出席し、民生委員からの相談に応じ支援に繋げました。また医療機関と連携し、退院後の速やかな支援を実施しました。 ②利用者に問題等が発生した場合は在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、関連事業所などと情報を共有し速やかな問題解決に努めました。 ③民生委員児童委員協議会に出席した際、社会的に問題となっている事柄や介護保険制度の具体的な利用方法等を説明し、広報活動を行いました。 ⑤ 連絡体制は併設施設の宿直者が、電話当番に変更となりました。体制は継続維持できていますが夜間の相談はありませんでした。 課題 移動手段やそれにかかる経費、買い物を自身で選べない等意欲低下につながるケースや多様化した問題があり、ニーズに合った対応が必要です。
権利擁護業務	① 広報活動 成年後見制度や権利擁護事業について、民生委員児童委員協議会等で広報活動を行いました。 ② 関係団体との連携 問題や課題を円滑に対応する為に、社会福祉協議会、社会福祉会、弁護士会、警察等関係団体との連携に努めました。 ③高齢者虐待事例は速やかに市に報告し連携を取り、対応しました。 ④ 消費者被害の情報を得た際は、基幹型地域包括支援センター、市の担当部署と連携を図り対応しました。 ⑤ 判断能力が低下した高齢者の支援は、	① 民生委員児童委員協議会において、概要や事例を紹介しました。 ② 成年後見制度に対する事例が 1 例あり、社会福祉士が安房地域権利擁護推進センターと連携し対応しました。 ③ 高齢者虐待事例は速やかに市に報告し、施設入所や、警察への通報で対応しました。 ④ 消費者被害は時間が経過した後の発覚でしたがユーチューブからの投資被害で 100 万円単位の被害があり、市の関係部署に報告をしました。

	市や、安房地域権利擁護推進センターと連携するよう努めました。 ⑥ 生活困窮者に対する支援が必要なケースは社会福祉協議会等と情報を共有し、適切に支援を行いました。	⑤ 相談ケースがありませんでした。 ⑥ 市や社会福祉協議会と連携し、支援を行ないました。 課題 精神疾患や、認知症による妄想等の解決困難な事例が増加している印象があります。解決方法を多くの人で検討する必要があります。
包括的・継続的 マネジメント業務	① 相談窓口の設置 地域の介護支援専門員が抱える問題に対して、相談窓口を設置すると共に、適切に対応致しました。 ② 地域の介護支援専門員の介護保険以外のサービス利用促進 地域の介護支援専門員と各種団体との交流促進等、社会資源活用に対する協力体制の構築に努めました。 ③ 地域の介護支援専門員の資質向上の為、研修、事例検討会、ケアプランの振り返り等を行い、実践力を高める事を目指します。 ④ 情報提供 個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントが実践できるよう、地域の介護支援専門員に必要な情報の提供を心掛けました。 ⑤ 365日24時間の相談体制の構築 併設施設の日直者・宿直者を通して、必要時、あんしんセンター富浦・富山（地域包括支援センター）の職員に連絡する体制を継続致します。	① 介護支援専門員と共に同行訪問を実施し、介護支援専門員の孤立化を防ぎました。又、請求関係の疑問は市の担当課と共に対応しました。 ② 民生委員児童委員協議会で地元の介護支援専門員を紹介し、「顔の見える関係」を構築しました。 ③ 当該期間においては事例検討会や、ケアプランの振り返り等の実施には至りませんでした。 ④ 相談ケースを委託する際は、必ず利用者を訪問し、実情を把握した上で情報提供を行いました。 ⑤ 連絡体制は併設施設の宿直者が、電話当番に変更となりました。体制は継続維持できていますが夜間の相談はありませんでした。 課題 介護支援専門員との交流する機会を創出し、意見交換を促進する取り組みを進める必要があります。
地域ケア会議	① 地域における問題点の抽出 地域における資源、サービス不足等の地域課題を把握し、地域ケア会議につなげます。 ② 会議への参加 地域ケア会議に参加し地域作り、地域の	地域ケア会議の実施には至りませんでした。個別会議を行う事で地域課題の問題点は抽出することができました。 課題 地域ケア会議の開催が未実施でした。

	資源開発、政策形成等の関係者と連携し、解決に向かう検討をします。	
介護予防ケアマネジメント業務	① 介護予防マネジメントの目的の明確化 介護予防マネジメントの目的が「自立支援」であることを利用者、サービス提供者共々明確化していきました。 ② 主体的なケアプランの立案 高齢者の「できない」を「できるようになる」ためのニーズに合った情報収集を行い、高齢者と共に適切なケアプランの作成に努めました。 ③ 適切なケアマネジメントの実施 アセスメントから介護予防ケアプラン、サービスの実施そして評価からなるケアマネジメントサイクルを適切に行いました。又、介護予防ケアプランには、市が提供している生活支援サービスを有効に取り入れ、サービス事業者とも適切な関係を築きました。 令和7年度 介護予防ケアプラン 作成総数 175 件	① リエイブルメント事業を通し、利用者の自主性を引き出す事ができました。 ② 利用者のできることと、できない事を話し合い、ケアプランを作成しました。 ③ 利用者の心身の変化に合わせ、ケアプランが適切であるかを常に検討し、サービス事業所と連携を取り対応にあたりました。 課題 「できる限り施設入所の時期を遅らせたい」という希望が大半の印象です。独居や高齢者のみの世帯が増加している現状で、サービス事業者の人員不足が地域としても課題となっています。
地域の関係ネットワーク連携・構築	① 地域住民の状況把握 地域住民のニーズや課題を把握できるよう、社会資源の情報収集に努めました。 ② 生活圏域（旧町村）毎の地域ケア構築 民生委員児童委員協議会や、社会福祉協議会、地域ケア会議等に参加し関係機関との連携を行いました。 ③ 地域の在宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所に必要な情報を提供し、適切なケアマネジメントが行えるよう連携体制を構築しました。	① 各地区のサロン等を訪問し、「あんしんセンター富浦・富山」の活動紹介やリーフレットの配布を実施しました。 ② 各会議に参加し、得た情報を基に訪問し、支援に繋げました。 ③ 地域の在宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所と適切な情報交換をし、支援に繋げました。 課題 地域住民の間では「地域包括支援センター」の存在や役割が周知されていない状況が見受けられます。一層の周知・啓発活動が必要です。

その他	① 情報格差の解消 介護サービスや高齢者生活支援サービス、その他民間福祉団体によるサービス等を広く公平に届けるため、民生委員や各地域のサロン等と連携し、地域による情報格差、個人格差が生じないように努めました。 ② 認知症施策推進の取り組み 認知症サポーター養成講座などを通じて、市民の方にも分かりやすく認知症や介護予防及び望ましい支援についての普及啓発を行いました。 高齢者やその家族が困った時、いつでも相談できるよう365日24時間の相談体制を実施しました。 認知症になっても安心して暮らせる地域作りを推進するため、必要に応じ医療関係機関や様々な関係機関との連携を図りました。 ③ 行政全体の様々な課や地域の様々な団体との情報共有・連携により、日常生活圏域やそれよりも小さい地域における「介護予防・日常生活支援」や「生活支援体制整備」に協力しました。 ④ 南房総市基幹型地域包括支援センターとの適切な情報共有と連携を行いました。 ⑤ 地域支援事業における能力向上の為、積極的に研修に参加しました。	① 各サロンの訪問や移動販売の実施場所等を訪問し、相談しやすい環境を提供しました。 ② 認知症サポーター養成講座を開催し、地域の方への理解と支援の普及活動を行いました。 ③ ④ 困難事例や、生活困窮者について、市と情報共有や連携を図り、同行訪問や関係者会議を実施しました。 ④ オンライン講座や地区の学習会等を活用し、可能な限り研修の受講に努めました。
------------	--	--

令和 7 年度 南房総市地域包括支援センター事業報告書

地域包括支援センター	名 称	南房総市地域包括支援センターえがお		
	所在地	南房総市千倉町平館 759-1		
実 施 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
職員の配置	氏 名	職種等	資格等	勤務時間
		管理者 主任介護支援専門員		8：15～17：15
		保健師等		
		介護支援専門員		
		主任介護支援専門員		
		社会福祉士		
	(R7/10.28～)	社会福祉士		8：00～17：00
基本方針 重点目標	基本方針 地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアシステムの推進を図る。 重点目標 地域に根差した総合相談窓口として認知されるよう地域への周知活動と顔の見える関係づくりを引き続き進める。 医療機関や介護機関、NPO やボランティアなどの各組織間の連携を推進する。			
業務運営 について	○「あんしんセンター白浜・千倉」と呼称することで、主に高齢者の方についての相談を受ける公のセンターであることを自覚し業務に努めました。 ○法令や職業倫理に則り、「包括的支援事業」を実施致しました。 ○高齢者ご本人の意思に留意し、不正に特定の事業所などに偏ることなく、必要とする適切なサービスを選択出来るように支援を行いました。 ○必要な情報については、区域内のサービス提供事業所・居宅介護支援事業所に等しく提供いたしました。 ○公正中立性の確保及び円滑な業務推進・地域の課題やニーズ等の共有のためにも行政と会合を持ち連携しました。 ○介護予防ケアプランなど地域包括支援センターの業務内容については適時、評価・検討致しました。			

事業項目	事業報告	現状と課題
総合相談支援業務	○相談に対し早期に専門職２名で訪問、専門性を活かし迅速に対応しました。 ○ 総合相談に応じ、高齢者ご本人だけでなくご家族などに対しても最も適したサービスやより相談内容に適した相談機関につなげる事が出来るよう努めました。 ○基幹型地域包括支援センター・地域の在宅介護支援センターなど他の相談機関・医療機関などと連携をしました。 令和７年度 相談延べ件数 2679 件	現状： 全体の相談件数が増えています。 相談内容は介護保険申請・サービスの利用や認知症関係・退院後の生活の不安等多岐にわたっています。 独居の高齢者・高齢者世帯の相談も増加しています。 課題： 支援拒否し医療や介護・福祉等どこにも繋がらない案件も増え訪問活動が継続する案件が増加しています。
権利擁護業務	○成年後見制度や権利擁護事業・認知症サポーター養成講座など制度の普及に努めました。 ○業務を円滑に進めるために、行政、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、警察との連携に努めました。 ○成年後見制度などが必要な場合や高齢者虐待のケースについて、基幹型地域包括支援センターと連携の上、適切な支援を行いました。 ○高齢者虐待ネットワーク代表者会議、民生児童委員会議や老人会、認知症サポーター養成講座などにおいても情報の収集、共有を計りました。	現状： 地域の方々の成年後見制度や権利擁護の理解度が十分とは言えない状況です。 身寄りのない高齢者について医療機関・地域の方や介護支援専門員等からあり模索しながら支援を行いました。 課題： 引き続き成年後見制度や権利擁護事業の普及を進めていく必要があります。

包括的・継続的マネジメント業務	○地域の介護支援専門員に向け地域包括支援センターの相談状況報告を行い高齢者虐待対応やリエイブルメント事業の取り組みについての状況報告の機会を作るなど情報提供に努めました。 ○地域の介護支援専門員からの相談に対応するとともに、行政・基幹型地域包括支援センターなどとの解決が必要な課題は関係部署に提起していくように努めました。	現状： 再委託先の介護支援専門員からの困難事例や身寄りのない高齢者への支援についての相談があり、またサービスが終了した・繋がらない等、また同居している家族が問題を抱えている場合もあり介護支援専門員の負担が過大になっていることがあります。 課題： 身寄りのない方の対応に苦慮しており公的にも対応への支援が必要と思われます。
地域ケア会議	高齢者等が抱える課題への対応を本人や家族、対象者本人を取り巻く地域関係者の参加によって、さまざまな視点から支援の在り方を検討し対象者本人への支援を円滑に行いました。 地域ケア個別会議の積み重ねにより地域課題の検討解決の会議になるよう実施致しました。	現状： 対象者に関わる関係機関や地域の関係者（民生委員や友人等）の参加により様々な視点から検討が行われ複雑化した課題を抱える対象者や家族への支援を行うため協議しそれぞれの役割を共有し連携しました。 課題： 更に地域ケア会議を重ね協議していく必要があると思われます。地域づくりや資源開発まで進められませんでした。 高齢者の移動手段についても課題にあがっています。
介護予防ケアマネジメント業務	○介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの対象となられた方が介護予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業などを適切に利用し、要介護となることを予防できるように支援を行いました。 ○上記目的達成の為に地域包括支援センター職員の研修を積極的に行ない、職員の資質向上に努めました。 令和7年度リエイブルメント事業件数 17件 令和7年度介護予防ケアプラン作成総数 3003件	現状： 居宅介護支援事業所と連携を図り情報共有を行い、介護予防支援の再委託をしています。 リエイブルメント事業の説明・対象者の選定から実施・伴走支援を行い事業を推進しました。 課題： リエイブルメント事業の効果は評価できませんが広がりが少なく更に推し進めていく必要があると思われます。白浜地区では受け入れ体制を整える必要があります。また、卒業後の地域資源が少なく繋ぎ先の開発が求められています。

地域の関係 ネットワーク 連携・構築	○相談内容に応じて地区担当保健師や各担当課など関連する機関にも協力を求めながら、複合的なニーズや、複数の課題を抱えた世帯の支援に応えられるように連携して業務を行いました。 ○民生委員と顔の見える関係性に努め民生委員からの相談もあり連携・協働しました。 ○地域のサロン活動に参加しリーフレットの配布やリエイブルメント事業の説明「あんしんセンター」の周知・顔の見える関係性づくりを進めました。 ○担当地域の居宅介護支援事業所を訪問して情報の共有化を行ったり在宅介護支援センター等連絡会で意見交換を行いました。	現状： 地域の方々と顔の見える関係性を広め深まりつつあり地域住民・医療関係・介護支援専門員・行政など各関係機関と多岐にわたり連携しています。 白浜リゾートマンションにも訪問活動を継続して行うことによりマンション住民から複数件相談がありました。 課題： 在宅介護支援センターと意見交換を行いましたが連携を更に進めていきたいと考えます。
その他	○「認知症の方を介護する家族の会」を開催し、参加者同士が介護の知恵や情報を交換し孤独感が和らぎ悩みや不安を解き放し共有しました。 ○認知所サポーター養成講座や介護保険等の説明を対象の方に合わせた資料作成やパワーポイントで視覚に効果的に訴え市民の方にも分かりやすく認知症の方についての理解や介護予防及び望ましい支援についての普及啓発を行いました。	現状： 365 日相談に対応していますが土曜日も営業することで遠方の家族と直接面談ができお互いに信頼関係を築くことができました。 課題： 認知症ケアパスやエンディングノートの活用・勧めを行ったものの活用頻度は少なかったのでさらに積極的に活用していきたいと思います。 「認知症の方を介護する家族の会」の参加者から継続の意見があり、継続して開催していきたいと考えます。

令和7年度 南房総市地域包括支援センター事業報告書

地域包括支援センター	名 称	南房総市地域包括支援センター リブ丸山		
	所在地	南房総市川谷1042番地		
実施期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
職員の配置	氏 名	職 種 等	資 格 等	勤務時間
		管理者・主任介護支援専門員		8時30分～17時30分
		助産師等（経験のある看護師）		8時30分～17時30分
		社会福祉士		8時30分～17時30分
基本方針 重点目標	①基本方針 地域包括支援センターリブ丸山は南房総市の「あんしんセンター丸山・和田」として、公共性・地域性・協働性の視点に立脚し、公設センターとして公正中立な立場で業務を通じ、南房総市における地域包括ケアシステムの構築、地域福祉の向上はもとより、南房総市のまちづくり、地域共生社会づくりに寄与することを目指しました。 ②重点目標 住み慣れたこの地域で生活をするために「わたしのこれから」という企画の活動等を行い、地域住民の福祉力を高める活動をしていく。その中で、認知症サポーター養成講座・介護保険説明会はもとより、介護予防の観点から高齢者自らが表現できる機会を提供し、高齢者相互のピアカンセリングの構築を目指しました。			
業務運営について	地域包括支援センターの業務を行うにあたり、その基本的前提として「公正中立」の確保があげられます。地域包括支援センターを受託するにあたり、その点をしっかり自覚して、公正中立性を確保するために下記の事を行いました。 ①「あんしんセンター丸山・和田」と称する事で、主に高齢者の方についての相談を受ける公のセンターである事を自覚し業務に務めました。 ②法令や職業倫理に則り、「包括的支援事業」を実施致しました。 ③高齢者ご本人の意思に留意し、不正に特定の事業所などに偏る事なく、必要とする適切なサービスを選択できるように支援します。 ④必要な情報については、区域内のサービス提供事業所・居宅介護支援事業所に等しく提供いたしました。 ⑤公正中立性の確保及び円滑な業務推進。地域の課題やニーズ等の共有のためにも、定期的に行政と会合を持ちます。 ⑥介護予防ケアプランなど地域包括支援センターの業務内容については適時報告して、その妥当性を検討していくように致しました。			

事業項目	事業報告	現状と課題
総合相談支援業務	①相談内容に対して、最も適したサービスや、より相談内容に提起した相談機関に繋げるように努めました。 ②総合相談窓口について、民生委員会など、様々な機会での情報提供に努めました。 ③地域の在宅介護支援センターと日々の相談業務などを通じて連携を図りました。 (令和7年度 相談件数 1316件)	(現状) 相談は毎月100件程度で推移してまいります。今年は従来の独居高齢者や「足」の問題から、精神疾患の子を抱えた相談も増えてきました。 (課題) 表面化していない働けない子、いわゆる8050の問題から経済苦の問題について、障害者基幹型相談センターとの連携も要となっていくと思われます。
権利擁護業務	①法令に基づき、虐待が疑われてる事例については、行政に報告して対応しています。 ②民生委員会にて毎年「消費者被害」について情報提供をしています。 ③地域包括支援センターに虐待防止委員会を設けて、委員会の開催や職員研修を行っています。(令和7年度権利擁護関係相談件数 5件)	(現状) 令和7年度は権利擁護関係について「何が虐待に当たるのか」の認識が希薄のような感を受けます。 (課題) 様々な場面にて虐待及びヤングケアラーについての研修や情報発信が必要と思われます。
包括的・継続的マネジメント業務	南房総市介護支援専門員連絡会の事務局として、年2回の研修の企画やほぼ隔月の役員会に出席して、居宅の介護支援専門員が抱える問題を検討しました。	(現状) 介護支援専門員を取り巻く状況は厳しく、ケアマネ難民が出る可能性が続いています。 (課題) シャドー業務など、介護支援専門員業務以外に対する問題意識を研修にて全体化を行いました。
地域ケア会議	自立支援型地域ケア会議を実施、参加致しました。	(現状) リエイブメントを通し、情報共有を行いました。 (課題) 地域の資源について検討が必要と思われます。
介護予防ケアマネジメント業務	①介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの対象となられた方が介護予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業などを適切に利用して、介護予防に努めました。 ②上記目的の達成のため、地域包括支援センター職員の研修を行うなど、資質向上に努めました。 (令和7年度 介護予防ケアプラン作成数 1896件 (年間給付管理数))	(現状) 現状は特に問題はありません。 (課題) 介護支援専門員の高齢化と介護報酬の低さ、事務の煩雑さにより、予防の再委託はもちろん要介護者を受ける介護支援専門員少なくなっています。

事業項目	事業報告	現状と課題
地域の関係 ネットワーク 連携・構築	①相談内容に応じて、地区担当保健師や生活保護、障害者福祉課の担当課、保健所など関連する課・機関にも協力を求めながら、複合的なニーズや同一世帯内に複数の課題を抱えた世帯に支援に応えられるように連携して業務を行いました。 ②個別地域ケア会議・南房総市地域包括ケア推進会議、生活支援協議体などへの参加を行い、それらにより、日常生活圏域ごとの地域課題の明確化や解決に繋がる具体策の提案やアイディアの蓄積を行うなど、「南房総市における地域包括ケアシステム構築」を担いました。 ③担当地域の民生委員等の連携に務め、また、専門職と地域住民の連携が構築されるように「わたしのこれから」（別紙参照）という企画を展開しました。 ④担当地域の在宅介護支援センターと定期的に地域課題の共有化に取り組みました。 ⑤南房総市介護支援専門員連絡会の事務局として、居宅介護支援事業所との情報共有、介護支援専門員と他の専門職、地域住民などと連携に協力致しました。	（現状）地域のネットワークは毎月担当地域の民生委員会に出席したり、南房総市介護支援専門員連絡会の事務局として役員会に出席し、介護支援専門員対象の研修を提案しました。 （課題）介護支援専門員や在宅介護支援センターとの連携はとれていますが、地域包括ケアの推進のために、次のステップが今後、求められて行くと思われます。
その他	「外房高齢者相談センター」から「あんしんセンター丸山・和田」に名称が変わった為、担当地域に周知するために「わたしのこれから」を展開しました（別紙参照）	（現状）詳細は別紙参照の通り （課題）高齢者に興味ある物、必要な情報の発信の展開。